

平成26年度 第1回石狩市社会福祉審議会

- 日 時 平成26年7月16日(水) 午後1時30分開会
- 場 所 石狩市役所5F 第2委員会室
- 出席者 【審議会委員】後藤委員・北原委員・柏野委員・鈴木委員・浅井委員・向井委員
- 【事務局】沢田保健福祉部長・我妻健康推進担当部長・桑島福祉総務課長・池田子育て支援課長・櫛引こども家庭課長・伊藤障がい支援課長・長谷川地域包括支援課長・高井福祉総務課主幹・宮福祉総務課主査・大西子育て支援課主査・笹本こども家庭課主査・剣持こども家庭課主査・石倉障がい支援課主査・岩本地域包括支援課主査
- 欠席者 若狭委員・佐藤委員
- 傍聴者 なし
- 会議次第 【委嘱状交付】
- 1 委嘱状交付
 - 2 自己紹介
 - 3 保健福祉部長挨拶
- 【会議】
- 1 開 会
 - 2 会長選出
 - 3 会長挨拶
 - 4 諮問書交付
 - 5 会長職務代理者指名
 - 6 諮問事項に関する行政説明
 - 7 審 議
- (1) 子ども・子育て支援新制度の基準について(諮問案件)
- 8 報 告
- (1) 石狩市成年後見センターの開設について
- (2) 市民後見人養成講座等の開催等のスケジュールについて
- (3) 「新・りんくるプラン」策定について
- 9 そ の 他
 - 10 閉 会
- 配布資料 別添のとおり

【委嘱状交付】

1 委嘱状交付

○高井主幹

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日、会長が決まりますまで議事進行を務めます福祉総務課の高井です。どうぞよろしくをお願いします。

審議会の開会に先立ちまして、石狩市社会福祉審議会委員の委嘱状を交付いたします。委嘱状の交付につきましては、大変恐縮でございますが、予め席上に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今回は、審議会委員改選後初めての開催であり、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、本審議会の概要につきまして、簡単にですが、改めて説明させていただきます。

本審議会は、「石狩市社会福祉審議会条例」で定められ、本市の社会福祉の推進を図るため設置された市長の諮問機関でございまして、その所掌事項は、「市が策定する社会福祉に係る計画に関すること」「市が実施する社会福祉諸事業の推進に関すること」などについて、ご審議をいただきます。

なお、委員任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 自己紹介

○高井主幹

続きまして、自己紹介に移りますが、はじめに事務局側から紹介をさせていただきます。

保健福祉部長の沢田でございます。(起立して挨拶・以下同じ)

保健福祉部健康推進担当部長の我妻でございます。

福祉総務課長の桑島でございます。

次に、本日の案件の担当課となりますが、

こども家庭課長の櫛引でございます。

子育て支援課長の池田でございます。

障がい支援課長の伊藤でございます。

地域包括支援課長の長谷川でございます。

次に、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

本日配付の委員名簿をご参照いただき、名簿の順にお願いしたいと存じますが、若狭委員、佐藤委員につきましては、本日欠席される旨のご連絡をいただいておりますので予めご報告申し上げます。

それでは、北原委員からよろしくお願いいたします。

(各委員自己紹介)

ありがとうございました。

3 保健福祉部長挨拶

○高井主幹

続きまして、保健福祉部 沢田部長よりご挨拶申し上げます。

(沢田部長 挨拶)

以上で、石狩市社会福祉審議会委員委嘱状交付を終わります。

【会 議】

1 開会

○高井主幹

引き続きまして、平成26年度第1回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

本日2名の欠席がありますが、石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定による、委員の2分の1以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことを報告いたします。

2 会長選出

○高井主幹

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

会議次第2の「会長選出」を議題といたします。選出方法についていかがいたしましょうか。

○鈴木委員

会長については、藤女子大学名誉教授の後藤先生を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○高井主幹

ただ今、「後藤委員」というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、ご異議ありませんので、会長は、後藤 昌彦委員に決定させていただきます。

3 会長挨拶

○高井主幹

それでは、後藤会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○後藤会長

(会長挨拶)

4 諮問書交付

○高井主幹

ありがとうございました。

続きまして、会議次第４の「諮問書交付」につきまして、沢田部長から後藤会長へ、本審議会に附する「諮問書」をお渡しいたしたいと存じます。

(諮問書交付)

委員の皆様には、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これより議事を会長にお渡しいたします。

会長、進行をよろしくお願いいたします。

5 会長職務代理者指名

○後藤会長

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

まず、会議次第５の「会長職務代理者指名」を議題といたします。

会長の職務代理者につきましては、石狩市社会福祉審議会条例第５条第３項の規定によりまして、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がありませんので、私から指名させていただきます。

私は何らかの形で職務を遂行することができないときには、鈴木 幸雄委員に職務代理者としてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長職務代理者に 鈴木委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本協議会の議事録調製の方法についてお諮りいたします。

これまで、議事録は、当日の会議の録音を基に、事務局が全文筆耕したものを、会長が確認の上、署名・押印をもって確定しておりました。

議事録原案の段階で、委員各位にもご確認いただき、意見等を伺って適宜修正という方法もあろうかと存じますが、お手数をおかけすることにもなりますので、従前どおりの手法で調製させていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

6 諮問事項に関する行政説明

○後藤会長

続きまして、会議次第６の「諮問事項に関する説明」を受けたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○櫛引課長

それでは、本審議会に提出している資料につきまして、こども家庭課櫛引のほうから説明させていただきます。

お手元の資料「平成26年度第1回石狩市社会福祉審議会提出資料」である「子ども・子育て支援新制度の基準について」の1ページをご覧ください。

はじめに、1の諮問の趣旨についてであります。平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。

石狩市では、現在、「子ども・子育て支援新制度」の準備を進めていますが、子ども・子育て関連3法に基づいた施設や事業の設備及び運営の基準等については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされています。

このため、石狩市がこれらの基準を条例で定めるに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、2の石狩市が定める基準についてのところをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市町村が定める基準の中には、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という基準をもとに、各市町村が地域の実情に応じて定めることとされているものがあります。

詳細は表のとおりであります。従うべき基準とは、必ず適合しなければならない基準、参酌すべき基準とは、十分参照しなければならない基準となっております。

次に、2ページの3の各種基準のところをご覧ください。

市町村が定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準、教育・保育給付の認定及び支給の手の基準、放課後児童クラブの設置及び実施の基準の4つがあります。

まず、(1)の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準についてであります。子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもの開放して保育を行う事業所内保育事業、これら家庭的保育事業等の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があります。国は市町村の条例を定めるに当たり、従うべき基準又は参酌すべき基準を定めています。

基本的には、国の基準どおりとしていますが、参酌すべき基準のうち家庭的保育事業、小

規模保育事業及び事業所内保育事業の設備の基準と事業所内保育事業の利用定員の設定については、国の基準と異なる内容としています。

2 ページから 4 ページまでをご覧ください。

設備の基準については、国の基準では 3 階以上にも乳児室等を設置できることとなっておりますが、本市においては比較的高層階の建物が少なく、乳幼児の避難安全性の確保のため、乳児室等の設置階については、原則 2 階以下としたところであります。

また、利用定員の設定については、事業所内保育事業は、本来は事業所で働く方の子どもを対象としているため、その特殊性を考慮して、弾力的に運用できる規定を設けることとしたものであります。

次に、4 ページの（２）の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準についてであります。子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、こどもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとなりました。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされており、国は市町村の条例を定めるに当たり、従うべき基準又は参酌すべき基準を定めています。この基準については、すべて国の基準どおりとしています。

次に、（３）の教育・保育給付の認定及び支給の手續の基準についてであります。子ども・子育て支援新制度については、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手續として行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなりました。

この「保育の必要性」の認定を行うに当たっては、客観的基準に基づき子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は 1 日につき保育標準時間（11 時間程度）か短時間（8 時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）及び支給の手續については、国で定められますが、支給認定の実際の運用に当たっては、現行の状況等を踏まえつつ、細分化や詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。基本的には、国の基準どおりとしています。参酌すべき基準のうち就労下限時間については、国の基準と異なる内容としています。

5 ページをご覧ください。

国は、就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1 か月当たり 4 8 時間以上 6 4 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とする

ことを基本としております。しかしながら、国の議論において、就労時間の下限については、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労を除くとしていることから、就労時間の下限は、原則1か月当たり64時間としたところであります。

次に、(4)の放課後児童クラブの設置及び実施の基準についてであります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により、法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

基本的には、国の基準どおりとしています。参酌すべき基準のうち放課後児童健全育成事業所に設ける設備及び放課後児童健全育成事業に従事する者については、国の基準と異なる内容としています。

6ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業所に設ける設備については、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこととしておりますが、定員を超えた申込みがあった場合には、一時的に利用する児童等を考慮し弾力的な運用を行うこととしたところであります。

また、放課後児童健全育成事業に従事する者については、国の基準を基本としますが、定員を超えた申込みがあった場合には、一時的に利用する児童等を考慮し弾力的な運用を行うこととしたところであります。

次に、4のパブリックコメントで提出された意見についてであります。子ども・子育て支援新制度の基準については、広く意見を募集するため、本年6月5日(木)から18日(水)までの14日間、別添資料1「子ども・子育て支援新制度の基準に関する意見の募集(パブリックコメント)について」によりパブリックコメントを実施したところであります。

別添資料2『子ども・子育て支援新制度の基準について』に対する意見の検討結果をご覧ください。

パブリックコメントを実施した結果、29人の方から意見の提出があり、重複する意見を整理した結果、14件の意見について検討を行いました。

意見の検討経過については、6月24日までに所管課である子育て支援課と子ども家庭課において意見の検討を行い、検討結果の案を作成し、6月30日付けで市長決裁を終えたところであります。

意見の対応については、採用、不採用、参考、その他の4種類がありますが、14件の検討結果の内訳は、不採用5件、参考1件、その他8件となっております。

本資料の1ページをご覧ください。基準全般についての意見は2件あり、貴重なご意見として伺うこととし、検討結果は「その他」としています。

2ページをご覧ください。設備、実施場所についての意見は1件あり、これも同様に検討結果は「その他」としています。

また、保育認定時間についての意見は1件あり、意見の概要は、「月64時間よりも少ない労働時間数の設定にしてほしい。」とのことでした。就労時間の下限については、地域の需要と供給のバランスに大きく影響されるものであり、当分の間、原則1か月当たり64時間に定めることとしておりますことから、今回の原案には盛り込めませんが、今後参考とさせていただくということで、検討結果は「参考」としています。

2ページと3ページをご覧ください。食事の提供についての意見は2件あり、2ページのほうの意見の検討結果は「その他」とし、3ページのほうの意見に関連する基準については従うべき基準であることから、検討結果は「不採用」としています。

3ページをご覧ください。家庭的保育事業についての意見は1件あり、これに関連する基準については従うべき基準であることから、検討結果は「不採用」としています。

3ページと4ページをご覧ください。小規模保育事業についての意見は3件あり、3ページのほうの意見に関連する基準については従うべき基準であることから、検討結果は「不採用」とし、4ページのほうの2件の意見の検討結果は「その他」としています。

5ページと6ページをご覧ください。放課後児童クラブについての意見は4件あり、5ページの上のほうの意見については、本事業において準用すべき事項や必要性がないと判断し、6ページの上のほうの意見については、従うべき基準であることから、検討結果は「不採用」としています。

また、5ページの下のほうの意見及び6ページの下のほうの意見の検討結果は「その他」としています。

なお、このほかにも「子ども・子育て支援新制度」全体に関する意見を多数いただいております。今回のパブリックコメントとは別の「市民の声」として、今後の参考とさせていただきます。

最後に、5の今後のスケジュールについてであります。意見の検討結果を踏まえ、本日、石狩市社会福祉審議会に諮問し、答申をいただいた上で、8月に条例案を作成、9月にその条例案を市議会に上程してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本市としましては、これら4つの基準のうち参酌すべき基準について検討した結果、国が示した内容と異なるものが7項目ありますが、このほかにも本市が独自性を発揮できる項目があるものと思われます。

本日は、皆様方の専門分野の立場からご審議いただき、貴重なご提言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7 審議

(1) 子ども・子育て支援新制度の基準について（諮問案件）

○後藤会長

来年、平成27年4月から「子ども子育て支援制度」が発足いたします。そしてそれに伴って、市（地方自治体）が課せられたことが4つあります。諮問の項目の中にありましたように「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準」を作成することです。市の方で条例に定めたいという希望を持っています。2つ目には「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準」を定めていただくことです。3つ目には「教育・保育給付の認定及び支給の手続きの基準」を定めることです。4つ目には「放課後児童クラブの設置及び実施の基準」を定めるというのが、私たちに期待されていることです。

只今、櫛引さんから報告がありましたように、議論するためには、どんなことであるのか理解しなければ議論を進めることができないということがありますので、まず、皆様方の議論を進めていくために、前提とする理解をするために必要な、質疑応答から始めてまいりたいと思います。

皆様方にお渡ししてある資料を見て下さい。4ページに「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準」というのがございます。そして左の枠のところに国の基準がありまして、その中のところに基準の区分というのがあります。4ページのところにある参酌すべき基準とは、これは石狩市が国の基準に対して参考にし、更に検討すべきことがあるならば、変えてもいいですという意味です。ほとんど市の方の考え方は、国の基準通りとするということが書いてあります。ただいくつか、国の基準通りとしない部分が先ほど説明されておりました。

10ページを開いて下さい。10ページに、設備の基準というのがございます。この中で石狩市は、原則2階以下とし、国の方では2階以上に設備を設けてもよろしいという基本的な考え方があるのですが、石狩市の場合には、それは2階以下にすると考えたいということです。そういったことで事務局の方では、いくつかの参酌すべきところを、基準を見直している部分がいくつかあります。

私の方から委員の皆様をお願いしたいのは、国の基準に対して、石狩市はどうするのか、意見を聞かせていただけたらありがたいです。

そのために前もって事務局の方をお願いして、これを今日の会議の時に見ただけでは到底理解できるような内容ではありませんので、前もって見て下さいということで、お手元に送付させていただきました。

ですから、議論の仕方として4ページの①「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準」を考えるにあたって、そこでわからないところがあれば、まず、事務局に聞いていきましょう。それが終わりましたら、17ページ②「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準」について、議論を進めていきたいと思います。

また、質問があれば確認していくということです。34ページの③「教育・保育給付の

認定及び支給の手続きの基準」について、私たち市民として、市の考え方に同意するかどうか問われていますが、質問をしながら議論を深めて参りたいと思います。

最後には、36ページの④「放課後児童クラブの設置及び実施の基準」というのがありますけれども、市の考え方に私たちは賛同するか、それとも、今後検討すべきことが必要なのではないかとということで、この資料をお読みいただければありがたいということです。私も専門なのですが、読んで1回で読んでわかるようなものだけではないと思います。

4ページに戻りますが、①「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準」を検討するにあたって、何か皆様の方からあれば、質問していただいて共通理解の中で、話を進めて参りたいと思います。お願いいたします。

○浅井委員

すごく初歩的なところから始めさせてもらいますが、家庭的保育事業というのは、つまりこの辺にあるような一般住宅を保育所にするという理解でいいですね。

○櫛引課長

通称「保育ママ」ということで使われていることが多いですけれども、資格の持たない方が、一般的な住宅等を利用しながら保育を行っていく、そういったものが家庭的保育事業ということです。

○後藤会長

今言ったことは、家庭的保育とは4つあるのですね。今言ったことは、1つしか言っていないですね。

○櫛引課長

家庭的保育事業等ということではなく、今は家庭的保育事業のお話です。

○浅井委員

それでなんですけれども、A型、B型、C型というのが出てきますが。

○櫛引課長

家庭的保育事業等ということであれば4つ、先ほども申しましたが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型と、事業所内があるのですけれども、それらを全部包括して家庭的保育事業等ということで括っています。

○後藤会長

おわかりになりましたでしょうか。家庭的保育事業と家庭的保育事業等と区分して使われています。

○櫛引課長

4ページの趣旨のところ、2行目に書いております区分が家庭的保育事業というのが5名以下で、小規模保育事業が6名から19名、保育が必要なものの家庭で保育を行う、ご家庭に出向いて行って保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず、地域のお子様もいいですよということで開放して保育を行う事業所内保

育事業、これら4つを包括しまして家庭的保育事業等ということと呼んでおります。

○浅井委員

わかりました。そうするとさっきの続きですけれども、A型、B型、C型というのができますが。

○櫛引課長

A型というのは、保育士を大きくわける考えとしましたら、保育士の資格を持っている人がどれだけいるかという割合がA、B、Cで、Aですと全員保育士の資格がないとできない事業となっています。Bの方は、半分2分の1を超えていなければならない、2分の1未満ですとCです。それぞれの保育の単価も下がっていきます。それが大きなA、B、Cの違いとなっています。

○浅井委員

ということは、保育の人数で区分しているというわけではないのですね。でも結局やる仕事は同じわけですね。

○櫛引課長

資格があるかないか、というだけの違いです。

○浅井委員

保育のレベルが違うというわけではないのですね。

○櫛引課長

あくまでも、資格があるかないかの割合で単価が決まってきます。

○後藤会長

他に何か議論をしていく中で、今、浅井委員がおっしゃられるような意味での、確認事項があればお願いします。

○鈴木委員

今、言われていたA型、B型、C型を、もう少し詳しく説明していただけますか。資格があるかないかとか、その辺の区分だけですか。

○櫛引課長

B型につきましては、先ほど2分の1以上と申し上げましたけれども、4分の3を超えると加算がついて参ります。それぞれの保育単価が、A、B、Cと段々下がってくるのですけれども、同じBの中でも保育士の割合が2分の1以上がBなのですから、Bの中でも4分の3を超えると少し加算があつて、保育単価が加算になってくるような状況です。

○後藤会長

私の解釈では、今待機児童がいる、そして多くの人に保育事業に参加していただきたい。小規模保育事業のC型だと、保育士の数が少なくなっています。ですからC型は比較的参加が認められるのではないかと、その結果として、待機児解消につながっていくのではないかと。都会の方では保育士の数が少ないとよく言われていますが、そういったことが背景とあつて、A型、B型、C型という、保育士の占める割合によって、小規模事業を3つの形

にしたということで、そうするとC型が比較的開設しやすい、そういったことを促しているものが背後にあるのではないかというふうに考えていますということです。

その他に、保育士の資格等以外に何かこの差はあるのですか。

○櫛引課長

先ほど、保育ママという言葉をつかいましたけれども、C型というのは家庭的保育事業ということで、5名以下の制度と非常に似た部分があります。どちらも保育士の資格をお持ちでない方がされている、ただあくまでも、小規模保育事業になってきますと、Cですと6人から10人ということになっていまして、先ほどの家庭的保育事業等は5名以下ということで、人数的に区切られているような区分がなされています。ただ、マスコミ等で資格の持たないところで事件事故などが起きるというような状況を聞いておりますので、所管課としては、本来であれば家庭的保育事業並びに、小規模保育事業のC型というのは本来望ましくないとは思っているのですけれども、国の方で従うべき基準ということで、枠をはめられてしまったものですから、市の方で基準をつくって認めないわけにはいかないということで、国の基準通りとしております。本来は、きちんとした資格を持たれた方が、保育にあたっただけという、保育の質なのですけれども、先ほど浅井委員の方から資格があるから結局保育の質が高いという話に直結するわけではないんですけれども、やはり保育の資格があって保育に臨んでいただける体制を、行政として提供するのが一番望ましいと考えております。この基準上はあくまでもC型を排除できないということから、11ページの真ん中に、A、B、C3つとすることで従うべき基準と書いていまして、これも市の考え方として国の基準通りとするということで、出しております。

○後藤会長

設備の関係では、3つのタイプの差はあるのですか。

○櫛引課長

11ページ(2)設備の基準というのがあるのですけれども、A、BとCというのは若干違いまして、A、B型については、基準について記されている真ん中のところ、満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所には、保育室又は遊戯室（面積は、幼児1人につき1.98㎡以上であること。）、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。面積は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。）、調理設備及び便所を設けること。また、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えることとなっておりますが、この内、調理設備に係る部分のみ従うべきとして国から示されています。本市においては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、全て国の基準どおりとしているところです。

C型については、小さな所でやられるということで、保育室又は遊戯室の面積が3.3㎡以上であるとされ、この部分がA、B型と設備上の大きな違いということで載っております。

○後藤会長

小規模保育事業のA、B、Cの違いは、そういったところにあるということでご理解下さい。他に何か質問は。

○向井委員

13ページ、居宅訪問型保育事業について、もう少し詳しい説明をお願いします。

○櫛引課長

他の3つの事業と異なりまして、自分の事業所にお子さんが来ていただいて保育するというのではなく、お子さんの家に出向いて行って保育を行うというのが、他の3つとは大きく異なっている点です。他の三事業と異なりまして、原則2階以下だとか、表現については自分のところで行わないので、相手が例えば10階のマンションでも居宅訪問型であれば、保護者がお住まいになっていて、お子様を保育しなければならない時については、10階に出向いて保育ができる。大きな違いは、保護者の方がお子さんを連れてくるか、事業者側の職員が出向くか、これが大きな違いです。

○向井委員

訪問型事業所というのはあるのですか。

○櫛引課長

今のところ、市内ではそのような話はまだ聞かれていません。

○向井委員

条例ができれば、一応するような感じでしょうね。

○櫛引課長

今、相談に来ているのはこの4つの内、小規模保育事業について1件申請の意思ありということで相談を承っています。

○後藤会長

石狩市のお母さんたちの中で、居宅型（障がいや疾病）のことで、集団生活・保育ができないお子さんに対して、居宅型訪問事業のニーズはあるのですか、ないのですか、それはつかんでいるのですか。

○池田課長

昨年12月までの間に、市が行った対象児童の悉皆調査結果の中で、こういう設問がございます。私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますかという質問に対して、その回答の中で、ベビーシッターを使っているというお答えが2件、延べ9日間ほど使っていらっしゃるようです。具体的なニーズ自体の設問はございませんが、実態として、今回の居宅型イコールではございませんけれども、そういった実態があることをご報告させていただきます。

○後藤会長

ありがとうございます。そういったことで、あまり数として、たくさん出てくるものではないのですけれども、こういった事業を展開する業者のために、市とすれば基準、条例を作っていかなければならないということです。

○柏野委員

今の質問に関連してですけれども、今まではその調査をした2件だけベビーシッターの話ができましたけれども、それだけではなく、石狩市の中にもっといろんな方がいらっしゃいますよね。要するに、集団保育に直接入れられなかった人たち、障がいとか病気とかでいろんな状況があると思いますけれども、その人たちは今までどうしていたのですか。

○池田課長

柏野委員のご質問でございますが、現在、石狩市ではファミリーサポートセンター事業を行っております。ボランティアの方で支援したいという方と、支援を受けたいという方を登録し、お互いの受給がマッチした時にお子様を預かるということを行っています。

この援助活動の内容の中で、子どもの病気の援助というケースとして、1年間で37件ございます。ほとんどは、風邪を引いた時など、臨時的に預かるケースです。柏野委員のご質問で障がいをお持ちの方々が、通常の保育を受けられない時に、実際にどうされていたのかということですね。

○柏野委員

受けられない時ということは、受けられる時もあるということだから、そうではなく、きちんとサービスを受けられない人がいるのであれば、このC型はとても意味のあるものになると思ったのですが。

○沢田部長

例えば、保育所に障がい児対象、障がい児として受け入れる保育所でも対応できなくてということですよ。

○柏野委員

今、障がい児保育とかはやっているから、ある程度のところまでの力があると受け入れてもらえるけれども、そこへ届かない人たちがいるのかということと、いたとしたらどんなふうに時間を過ごしているか見えてこない。「すみれ」という場所もあって、ある程度になった時に、親子で通ってトレーニングが受けられるというのは理解できていますけれども、そこに馴染めない人たちはどうなっているのか。

○沢田部長

25年度から保育所訪問は、こども発達支援センターが事業主体となって、サービスメニューとして始まっています。いわゆる集団保育、障がい児の保育が、ぎりぎりできるけれども、親としても集団的な保育の中で、うちの子どもは大丈夫だろうかといった場合に、センターの職員が保育所を訪問して、お子さんを見守るということをはじめたのですが、利用者が非常に少ないということと、有料だという部分、ニーズはあるのですが、なかなか浸透していかないという事実があります。完全に、それにもかなわないような子ども達がいた場合については、障がいの相談事業所などを通じて、石狩市と近隣の札幌市を含めたサービスの提供内容を相談してやっていくということですが、具体的なニーズ把握は今回そこまでできていないというのが実態です。

○後藤会長

今回の件は、事業展開してくださる方がいた場合、石狩市の条例を見て参入してくれるか、参入してくれないかということだと思いのです。市の考え方としていくつか手直しが出ているのですけれども、それが妥当かどうかということなのです。ほとんどが国の基準通りとするということがありまして、3か所だけ石狩市独自、10ページの2「家庭的保育事業」(1)設備の基準が原則2階以下とするというふうに市として打ち出したい、もうひとつは、12ページの小規模保育事業の設備の基準のところ同じく2階以下とする、2階以上は認めないという考え方を打ち出したい。3つめは14ページ「事業所内保育事業」の利用定員定数が(1)にありますけれども、このように利用定員の中で事業所内にお勤めしていない子どもたちの数は、これだけにするという数を書いていますけれども、弾力的に運営できるような規定を設けたいということ、その3つですね。この弾力的に設けたいというのは、もう少し具体的にいうとどういうことなのですか。

○櫛引課長

14ページの5事業所内保育事業(1)利用定員の設定に国基準の表が載っていますが、例えば31人～40人の利用定員の時に、その他の乳児又は幼児の数が10人とあります。ここで、市町村枠を10人と決めてしまいますと、残りの事業所の方のお子さんは30人ということになります。転勤等で他の所から移って来られて、31人入りたいといった時に、市町村枠は10人使っていない時でも、これでやってしまいますと、30人しか入れないということになるので、このような時に備えて、弾力的に運用できるような規定を設けています。

○後藤会長

そして、15ページの保育所の規定の中で、2階以下としており、家庭的保育事業等の設備及び運営基準のところでは4か所の独自性がでていと読むことができます。

○浅井委員

小規模保育事業の設備、防火設備、庭とか基準がいろいろあるのは当然として、駐車スペースの基準というのはないのですか。市独自の基準をつくる予定はないのですか。

○櫛引課長

地域的に花川北地区だと一区画の面積が広いとか、南ですと後から団地開発されていて一区画の面積が狭かったり、市として統一してしまうと事業展開が難しくなる。駐車スペースについては、ご自身で事業所の方で用意していただく。自前でなくても借地でもよいので用意していただく方法がベストで、市の方で定める必要はないと思います。

○浅井委員

うちの近所にも大きい保育園があり、今の若い母親は大体車で子どもを送迎している。子どもの送迎あるいは給食の搬入などを、路上の一時停止でやると、事故の元であるし、道路交通法の問題もあります。

○櫛引課長

花川北の、ある保育園のことだと思いますが、駐車スペースがなくて、民間の土地を借りています。例えば、当初事業を始めた時に、民地を借りられたとしても、途中何らかの事情で借りられなくなった場合、駐車スペースが減ってしまう。そういった時に事業自体を認めないということにはならず、借地は駄目だということになってしまう。石狩は比較的土地があるので、全国的な基準を当てはめることは難しいと思います。

○沢田部長

近所に住んでいて、四六時中路駐をして注意をしないとマナーが悪くなる保護者の方も一部います。園の保育士さんと長話をするとうちが長々撤退しない、そういうような部分については、いろいろな連絡会議がありますので、改めて自分たちのできる範囲の中で可能な限り、保護者の方に注意していただくとか、例えば給食の搬入は、自分たちの敷地の中でできそうな気もするのですけれども、今おっしゃる花川北の保育所は、確か玄関の前に敷地がないので、園庭の前に停めるのも難しいという現状があります。

○浅井委員

うちの近所に旧紅葉山小、現在の高等養護学校があつて、路上駐車で父兄が子どもの送り迎えをしている。交通量が少ないからまだ良いが、冬の道幅が狭い時は、事故の元だし危ないと思う。借地を駐車場にするのは良いが、園に近接した土地にしなければいけないとかしないと、まずいのではないかと思います。災いが起こってからでは遅いと思います。

○櫛引課長

浅井委員がおっしゃるように、冬場は道が狭くなって、非常に危険なケースがありますので、例えば将来的に施設の老朽化になって建て替えをする時に、市の方から駐車場の確保について、申し入れをしていきたいと思っております。

○後藤会長

問題はわかります。新しい事業者を参入するための基準を作る時には、国の方も扱っていないことで、石狩市の方も特段設けることは考えていないということだと思います。でも問題性はあるから、今後、行政側の中で建て替え等があつた場合に、指導していくという意見だと思います。

私の方から一つよろしいでしょうか。9ページの(17)苦情の対応です。国基準の3行目に、「苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこと」と書いてあり、これだけで市の方ではそれで良いのではないのかという書き方をしており、これで良いのかということです。親は苦情を言いたい、その時に、事業所を展開しているところに、苦情を受けますということなのですから、それだけで、親にとって良いのだろうか。とても言いにくい状況だと思います。私とすれば、その事業を利用して親御さん達が、何かクレームを言いたい場合に、苦情を言いやすいようなシステムを考えた方が良くはないかと思っています。事業展開者に対して、苦情受付の窓口を設けなさいというだけではなくて、例えば市の保育窓口でも受け付けますとか、そういったものがあつたほうが、苦情を広く受け止めることができるのではないかと思います。国の基

準通りとすると書いてありますが、石狩市は苦情受付の措置を、検討するというを入れた方が、親とすれば子どもの抱えている問題を、もっと別な機関で利用できるのではないのかと思いました。

○櫛引課長

これについては、各事業者さんに窓口を設けて、きちんとした手続きに則って処理していただくのが当然なのですけれども、あくまでもこの基準というのは、事業者さんに課せる問題でして、当然、市町村としても苦情等を受け付けて処理しますが、ここで書いてある基準は、事業者さんに課す義務的なものと考えていただきたいと思います。

○後藤会長

事業者に示す時にはこれでいきたいと。

○櫛引課長

これをやった上で、例えば事業者さんがきちんと処理しないということであれば、市の方で対応せざるをおえないことは当然ですけれども、あくまでも事業者さんとしてもやって下さいということです。

○後藤会長

市の方では、事業者に対してそう指導しますということはわかりました。でも、親とすれば、事業者に対して言えなかった場合には、何か別途考えていますかということになります。そういったものは、どこでどう検討するのでしょうかということです。施設は利用者からすれば弱い立場です。なかなか問題があっても言えない状況があって、老人もそうですけれども、その時に、いかにして生の声を拾っていくかということが問われていると思います。ですから櫛引さんが話したこと、これは事業展開者に対して指導する基準です。でも私が心配しているようなことが起きた場合、市の方では何か別な手続方法を考えた方が良いのではないかということです。それはどう検討するのか、私たち審議会のテリトリーを超えているような言い方でもあるのだと思うのですけれども、そういった配慮がすごく必要になってきているのではないかということです。利用者は基本的には弱い立場にあって、なかなか言えないが不満はある、でもその不満を言いたい、それをなるべく解決していきたいというふうに思っていらっしゃる時に、その手立ても考えた方が良いのではないかという意見です。ここでは扱わないにしても、そこは気に留めてほしいということです。

○櫛引課長

これまで園の方に言いづらいのか、直接市の方に匿名でくる時もありますし、そういったものについては、個別に市の方から保育所等に問い合わせをして、どのようなトラブルになっているのか、原因を解明して、また、匿名ではなく本人を特定できるのであれば、保護者の方にお伝えをしていく、改善を図っていただくということで保育所に話をしています。

あくまでもこの基準というのは、先ほどもお話しましたように窓口すら設けず、私ど

もは苦情を受け付けませんので、市の方に行って下さいということはなく、あくまでも広く声を聞く所として、まずは身近な事業者さんでも窓口を設けて下さいということで、会長がおっしゃるように、もし直接言いづらければ、市役所のこども家庭課にご連絡いただければ、当然事業者にも対応しますので、結果的には、保護者の方がどちらに相談に行くのかで、意見を聞きながらどう対処するのか決めていくことになります。事業者が処理しきれない問題もあろうかと思うので、その際は向こうの方から市にくると思います。両者の連携を密にしていきたいと思います。

○後藤会長

わかりました。他に、ありますでしょうか。

○向井委員

今の場合、例えば事業者に苦情処理の第三者委員会を設けなさいということは、市としては言えるのですよね。

○櫛引課長

それは、基準です。

○後藤会長

長くなりましたが、家庭的保育事業等の設備及び運営基準は、それ以外に意見が出なければ、審議会と承認したということになります。次に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営と基準について検討していきたいと思います。17ページをお開き下さい。議論を進めていくに当たって質問を受け付けます。私の方から、櫛引課長に特定教育・保育施設の説明をお願いします。

○櫛引課長

この資料に用語の定義等を付けておらず、申し訳ございません。教育・保育の前に特定という言葉がついております。通常、現在の幼稚園、認定子ども園、保育所などの、教育・保育施設がございます。新制度に移行して市町村の方で確認し、施設型給付ということで、新しい制度の枠組みの中に入った場合に「特定」という言葉が付いてきます。今の幼稚園というのは私学助成のまま、今のスタイルを選ぶことができます。また幼稚園については、保育所に似たような形で施設型給付ということで、新制度の枠組みの中に入ってくることができます。この中で、新制度に入ってきた場合については、当然市の確認行為がありますので、市が確認した教育施設ということで、特定教育施設ということになります。これが大きな違いです。新制度の枠組みの中で運営されているのが、特定教育施設、または特定保育施設ということになっています。

○後藤会長

そうすると、施設型給付を受けた施設を特定というのですけれども、具体的に言いますと、幼稚園で私学助成を受けている園だけが特定ではないということですか。

○櫛引課長

そうです。

○後藤会長

あとはみんな特定ですか。

○櫛引課長

はい。これに関して国の方から調査が来ており、市内に市内幼稚園 5 園あるのですけれども、明日までに、どちらを選ぶのか、今現在のお考えを伺いたいということで調査を行っているところです。

○後藤会長

そうすると、保育所とか認定子ども園はここでいう、特定教育・保育施設になるのですね。幼稚園の中でも特定機関になるところと、ならないところが問題になってくるのですね。

○櫛引課長

まれに、認定子ども園が認定を返上して、元の幼稚園に戻るケースも考えられますので、そうなった場合は、自動的に特定がつかない教育施設になります。

○後藤会長

はい、わかりました。特定教育・保育施設をご理解下さい。そして櫛引さんの説明の中で、②特定教育・保育施設の中で、市の独自性を示すところはありませんでしたということで、あとは国の基準通りいきますということだと思います。何か言葉の意味の不明解なところがあれば、確認するところから始めていきます。22ページの(10)、法定代理受領というのはどういう意味ですか。

○櫛引課長

保育園の保育料は、施設ではなく市に入ってきます。国の中で決められた単価の中で、その分を差し引いた分を市の方から委託費として払っています。例えば、幼稚園は直接施設の方、また認定保育園についても、市ではなく施設の方にお支払いする形になっております。あくまでも、法で定められて代わりに受け取ることが認められている、特定教育・保育施設ということになっております。これについては代理ですので、支給認定保護者ということで、22ページの下から2行目の「支給認定の保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならないこと」決められています。制度的に、今の保育所というのはそのままの枠組みが移行した中で、幼稚園等について施設型給付を選んでいただいたところについては、そういった形態にある。例外として私立の保育所だけは、施設型給付費という言葉と、お金の意味合いが委託費ということになっていますが、これについては、例外として私立の保育所は、委託費という言葉を使いなさいとなっていますが、制度的にはあくまでも施設型の給付ということになっています。この辺が非常に分かりづらいところになっています。

○後藤会長

施設型給付費というのがでできますけれども、特定保育施設機関、教育機関は、1人当たりの子ども単価というのは全て同一のお金がでるのですか。

○櫛引課長

施設区分が同じであれば、同じ単価を使っていくことになります。

○後藤会長

そうすると、幼稚園は施設型給付を貰えるとなると、どこの幼稚園も1人当たりの子どもの保育料というのが同じ金額で、幼稚園の方が上乗せするというのがでてくるのですか。

○櫛引課長

上乗せ徴収というのは21ページにもありますが、実費徴収だとか上乗せ徴収という制度自体が認められています。現在市内の各園全部保育料が違います。これが新制度に移行していきますと、市が今後定めていく市民税をいくら納めているかということで、区分が5～6になるかとは思いますが、その中の決められた保育料を払わなくてはならない。例えばA園で20,000円、B園16,000円とした時に違いがありますが、両方とも新制度に移行した時は、例えばこれが16,000円であれば、両方の幼稚園に通われている保護者の方は、同じ金額を支払う形になります。ただ、教育に違いがあるので、保護者の方に同意がいただければ、領収書を渡して上乗せ徴収をして、独自の教育を進めることが可能になります。

○後藤会長

実際には、施設型給付を受けた園だけでも、実際お子さんを行かせると、A園とB園の保育料が違ってくるんですね。

○櫛引課長

上乗せ徴収で違いがでていけばそうなり、もしなければ全く同じ保育料になります。

○後藤会長

それは、前もって親は選択権があるのですけれども、入園の契約をする前に分かっているってはいけないことですよ。

○櫛引課長

各幼稚園が困っているのは、各園大体10月ぐらいに園児の募集を始めるのですが、国はできるだけ6月の議会で、この基準を条例化しなさいということ saying していたのですが、その基準がなかなか出てこなくて、市の方でも9月の議会に挙げるため、パブリックコメント自体も今回本当であれば、1ヶ月間実施することになっていますが、国から各種省令等が出てくるのが、本来であれば昨年の12月、今年の2月、3月の三段階で出てくるはずが、これは新年度になってから出てきているということで、やむなく2週間のパブリックコメントとし、慌ただしくなりましたが、この審議会に諮問させていただくという、切羽詰まった状況になっています。

また幼稚園ですので、保育と違って札幌市から来られる方、市内のお子さんでも札幌市の幼稚園に通われている方もいますが、札幌市の幼稚園の保育料の基準を参考にしていかななくてはならないだろうということで、札幌市の基準についてもいろいろなところから情報を得ながら、市の保育料の案を今後考えていきたいと思っています。ただそれがどうしてもで

るのが遅い、入園児の募集の時期に間に合うかというところで、各園のご協力を得ながら考えていかなくてはならないということで、昨日、市内全5園の関係者にお集まりいただいて、会議をもったところです。

○後藤会長

親とすれば保育料がいくらかかるかすごく大きな問題でして、前もってお子さんを入れたいと思っている親には保育料を明示しなければいけないと書いてありますが、どういう形なのか、確認の質問をさせていただきました。

○櫛引課長

行政の枠組み上、予算というのがありまして、予算要求の時期自体が大体、10月から11月、確定や内示等がでるのが2月、最終的には議会で認めていただいて予算が成立しますが、保護者に出す段階ではあくまでも仮の保育料なので、お示しができないということになります。

○後藤会長

他に何か質問はございますか。私からの確認で、20ページ(7)小学校との連携ですが、「支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならないこと」と書いてあります。これは昔から言っている幼小連携とか、幼保連携ということで、これが努めなければならないことを、本当にやらなければいけなくなってきましたね。今まで言葉はありましたが、実際にやられていない現実がありました。これは言葉通りの理解をして良いのですね。

○櫛引課長

はい。

○後藤会長

幼稚園と保育園は今後、厳しくなりますね。

○櫛引課長

特に、都市部については厳しいと思います。

○後藤会長

今まで、幼稚園と保育園が抱えているデータを小学校にスムーズに活かした方が良いという議論があり、それがなかなかできないところに大きな問題点がありました。これを読んでいてすごく厳しいことが書いてあり、この通り読んで良いのですね。

○櫛引課長

こども発達支援センターに通っているお子さんなどは、地元の小学校に入りますので、情報についても綿密に入学前からお互い連携をとっていただければと思います。

○後藤会長

質問がなければ、承認したということでお願いします。

○後藤会長

続いて34ページ、③教育・保育給付の認定及び支給の手続きの基準です。親が保育・教育施設を使う時の基準は、これまで国の言い方だと、働いているお母さんは保育園、働いていないお母さんは幼稚園、親の労働によって子どもの預ける場所が決まっていたんですが、今は親の労働というより、親の必要性に応じて、使えるようにしようという大きな方向性があると思います。35ページ2（3）就労下限時間のところで、国はお母さんが48時間から64時間の人は申し込みができますとしています。石狩市は64時間とすると書いてあります。石狩市の基準の方が働いている時間が長いわけですから、ちょっとしか働いていないお母さんたちは除かれてしまうが、これでよいのかどうか。パブリックコメントの2ページで、1人の方が月64時間よりも少ない労働時間の設定にしてほしいという要望があり、ここはどうするのかという議論だと思います。要するにこの新しい石狩市の基準だと、50時間働いている方は利用できないことになると思います。これはいかがでしょうか。

○向井委員

理由は何ですか。

○櫛引課長

現在、市の方では、直接64時間という言葉は使っておりません。表記としては週4日、4時間以上なのでかけると16時間、最低4週あるので16時間かける4週で64時間ということになります。数年前までは園児数1,000名、今現在900名に落ち着いています。市内9園の認可保育園があり、すべて定員を足しますと770人です。現状、入所円滑化制度ということで、各定員の2割まで受け入れが可能という制度を利用して、今待機児童0名ということで推移しています。

35ページ3の優先利用等（1）優先事由で、64時間の方で優先の低い方がいらっしゃる時に、例えば64時間を少なくした時に現在の定員数のまま推移した際に、現状時間数が足りなくて一時保育という制度を利用して保育所を利用されている方がたくさんいる中で、優先事由が高い方がいらっしゃった場合、既存の現在入園されているお子さんがはじき出されることが危惧されています。十分な定員を確保しない状況の中で、大きく制度を変えることによって、逆に今受けているサービスを受けられなくなってしまう方がいらっしゃるのではないかと危惧しています。これについては、子育て支援課で保護者にニーズ調査をして、今後アンケートとは違う実際のニーズがどれ位でてくるか、制度の始めとしては現在の時間を変えないで、あくまでも1件の意見を参考にさせていただいたのは、保育については、需要と供給のバランスが大事なだろう。現段階では64時間でやらせていただき、バランスを考えて、若干優先順位が低い方がいらっしゃっても、不利益のないように当面の基準として設けたいと思います。未来永劫この64時間というのではなく、将来的に需要と供給のバランスを踏まえた上で、48時間から64時間の中で、市として今後、変えていく可能性がある基準となっています。

札幌市については、現在80時間ということで、非常に厳しくなっています。国がなぜ

48時間から64時間にしたのかといいますと、64時間を下回っている自治体があるので、逆に48を認めないと、今、50時間で保育所に預けている保護者のお子さんが基準からはみ出てしまいます。全国的な制度を考えた中で各自治体の事情を考慮して、48時間から64時間と幅を持たせた設定になっています。参酌すべき基準となっているのですが、けれども、本市におきましては、入所円滑化制度という2割増しの制度を利用しながら、今現在、待機児童が発生しない中で進めている状態において、就労時間の削減というのは制度の発足時においては、できるだけ市としては避けていきたい、今入っているお子さんに不利益が出ない形で、スムーズに新制度に移行するようなことを考えていて、当面原則は64時間としたいと書かせていただきました。

○鈴木委員

例えば、48時間という国の基準に準じるという形にして、優先順位やそれらを加味しながら調整していくこともできるわけでしょう。

○櫛引課長

それは既存の園児はできるのですが、これから入ってくる方については、なかなかできない。経過措置というのは、今入っていらっしゃる保護者の方のお子様には利くのですが、今後、新たにお生まれになって入ってくるお子さんについては適応できない。基準を作ってしまうと、48時間でいかざるを得ないということになってしまいます。そうすると48時間が大事なのか、あるいは優先順位にあるように、ご家庭がどれだけお困りになっているのか、その辺を汲み取るポイントが大事なのかと思っています。

3の(1)8小規模保育事業とあるのですが、これは原則3歳未満の制度です。0歳または1歳の時に入って3歳になった時に、そこを卒園しなければいけません。その子はどこへいったらいいのか、時間数の関係もありますが、他の認可保育園に優先順位を高くした中で入れてあげなくてはならない。私どもも優先順位については、当然国と同じように、1日もあけることはできないですから、小規模保育事業を卒園されたお子様は、スムーズに他の認可保育園に移行できるような形にしていきたいと思っています。

○後藤会長

小規模保育所を利用している3歳未満で、3歳の誕生日を迎えたら必ず小規模保育園から認可されている保育園に移動しなければならないというのは、それとも小規模保育園の経営者が、認可されている保育園、幼稚園との連携を持っているならば、ずっと継続できると書いてあったのですが、どうなのですか。

○櫛引課長

5年間の計画があるのですが、連携施設を見つけて下さいということになっています。ただ、相手があって初めて連携ということが出来るものですから、話を持ちかけた時にそこが連携を受けなければ、契約は成立しません。

○後藤会長

要するに、連携する施設を見つけることができれば、ずっと小規模保育園を続けられる。

○櫛引課長

例えば、A園の小規模保育事業所、B園の認可保育所と連携施設ということになれば、運動会も一緒にできますし、卒園児は優先的にそちらに入れるということもできるのですが、あくまでも相手があるものですから、連携施設を見つけられるかどうか、というところにかかってきます。

○後藤会長

見つけられれば必ずしも、小規模から移動しなくても良いようになっているのですね。

○櫛引課長

連携施設優先ということで、基準を作っていければ良いと思うのですが、小規模については離島のよほどへき地については、例外としてそこにも良いということになっています。ただ3歳より大きい子は、非常に単価が低い設定になっています。園の経営としても、どうしても3歳未満の子を受けた方が園の経営上良いという、元々の国の単価設定になっていますので、自動的に3歳以上になると連携施設に移っていただくのが一番で、どうしても連携施設が見つけれないときについては、5年間の経過措置なのですが、市の方で面倒を見るということになっています。私どもが先頭になって、他の認可保育園に声かけをして、話をもっていきたいと考えています。

○後藤委員

今、定員の20%増しで、石狩市は待機児0名で維持しているということでした。その20%というのは元々、待機児童の内だと思うのですが、石狩市の場合にはそれを解消するということは考えていないのですか。今の話を聞いていると、そうした状態で、待機児0名にしているということですが、なるべく労働時間や就労時間を短くすると、対象者が増えてしまって、益々待機児童が増えていく状況ができてしまうから、という言い方だったと思うのです。20%増しということ自体は、定員より上ですから、それを解消するということを考えていないのですか。

○沢田部長

入所利用者数というのは、市の予測を超えて利用者が増えていった経緯がありまして、3つの保育園を、毎年もしくは2年に1回ずつ、新設の保育園を建てて対応してきたのですが、ある程度ピークだろうということで考えていたのですが、それをさらに上回ったのが2年前の平成24年度の入所者数です。その時は、120%をさらに超えた過密状態ではあったのですが、箱が一定である程度、市は補助金を出して建ててもらいました。問題はさらに人が増えたときに、どんどん保育所を建てて良いのだろうかという議論も一つありました。待機児童を出したくないものですから、入所者円滑化制度を使って、保育園に過密状態であるが、受け入れを行ってもらった経緯があります。櫛引課長も言ったのですが、現在は120%を少し割っていると思うのですがけれども、実は24年度が今のところピークで現実的な少子化の影響で、入所利用実数が年々減っています。2年間連続で減っているので、これが回復するには例えば幼稚園に通っているお子さんのお母さんが共

働きでどんどん増えるか、もしくは出生者数が驚異的に増えていくか、転入者しかないと思います。いずれも爆発的に増える要因が見当たらない。少しずつ減っていけば100%位で今後推移できるのかなと考えます。加えて、国は48時間までを、市が良いと言えば認めても良いとしており、単純な計算からすると、9時から12時午前中働いて3時間、それを週4日間でこれをひと月続ければ48時間。パートさんになるのでしょうか、こういう方達も受け入れても良いとしていますが、80時間フルタイムで働いている人もいます。その人たちがフルタイムで働くから園に入れてほしいといった時に、48時間とか50時間働いている人の優先度が高く、フルタイムの人を押しつけて入るという現象が出ないとも限らない。現状石狩市が64時間で飽和しかけている中で、利用者の需要と供給について、隠れ待機もいるのかもしれませんが、今回のニーズ調査ではそんなに齟齬はないのではないかとことを含めると、概ね64時間の枠の中で、一定程度のニーズは拾えるものと考えて、この案にさせていただいています。石狩市としてもこれまで保育園はそれなりに建てたつもりでおります。

○後藤会長

はい、わかりました。いずれ需給のバランスがとれていくような状況なのですね。

○沢田部長

もしくは、将来割る可能性もあります。

○後藤会長

そういった状態になった時に、64時間を見直すということでしょうか。

○沢田部長

その前に見直すかもしれませんし、園が淘汰されてくる時代も来るかもしれないということでは、いろんな基準が出てくると思います。その辺はいろんな推移を見ていかなくてはいけないと思います。

街によっては48時間を切っても認可している市町村もあるのだそうです。それが48時間以上という箍がはずれると、今まで通っていた人が通えなくなるという逆の現象が全国の街によってはあるということで、この箍はいろんな物議を醸し出している状況です。

○後藤会長

そういった背景があって、すごく大雑把な枠組みが国の基準として出てきたのだと思っているのですが、石狩が64時間ということで決めているものですから、確認したかったところです。

○鈴木委員

待機児童に関しては、今後減少していくという予測をたてられているのでしょうか。

○沢田部長

保育園については、おそらく待機児童は出ないのではないかと考えています。この後の放課後児童クラブですが、いわゆる小学生の保育園ですから、年代的に言えば保育園の後にピークが来る、私の考えでは26年度がピークではないかと考えています。

○鈴木委員

一つの要因として所得格差ということが出てきて、働かなくてはいけないというところが増えてきて、保育所に預けなくてはいけないという要因も一方ではあるような気がします。考えていくと、そんなに簡単に都市部近郊では減っていくとは思えなかったものですから。

○後藤会長

厚生労働省は、待機児童が減らないので、ずっと保育所を作っています。作っていても絶えず2万、3万の待機児童が出てきているということは、要するに、生活の厳しさみたいなものがあって、働きたい女性は潜在的にいるのではないかと、保育所をどんどん作っていても、なおかつ待機児童が解消しないということは、作ったら作っただけ、家庭維持のために働きたいお母さんたちが掘り起こされているのであれば、沢田さんがおっしゃるような見込み、何年か経ったらバランスがとれるのではないかとというのは、一つの見方であるかもしれませんが、潜在的な重要はかなりいて、石狩市の場合には絶えず待機児童が存在する街である前提で、保育所の数を考えていくことも一つあって良いと思います。私自身は可能性の話であって、確信持って言える訳ではないのだけれども、見方とすれば潜在的な需要があり、もっと働きたがっているお母さん方がいる。そうならば石狩市の保育所の数を見直していかなければならないと思います。

そして、64時間か48時間か、働いているということというならば、同じなのです。働いているお母さんたちの就業状態をどこで確認するのかの問題でしょう。働きながら子どもを保育園に預けたいお母さんの思いをどこで受け止めていくかということが問われている。ですから、個人的な見解ですけれども、64時間というのは基準が高いと思っています。

情緒的な言い方ですが、子どもを抱えているお母さんにとって優しいまち、子育てしやすいまち、石狩市はそういうことを念頭において、下限時間をもっと低くしても良いのではないかと。石狩というまちは人口が増えておらず、どちらかというと減っていますが、このまちは若い人たちがどんどん入ってこなくてはならないのです。そうすると、入ってくる時に石狩市では30時間でも預かってくれるという口コミ情報って、若い人たちが入ってくる一つの要素になり得るのではないかと思います。ですから、現状の保育所が満杯という前提の中で話を進めていくのではなく、子どもさんを抱えているお母さんたちが、生活を安定させたい、子どもを預かってほしいという希望を可能にするような時間帯にセットした方が良いのではないかと考えている。人口が増えていく要素になるかどうかわかりませんが、札幌より保育園を利用しやすいということがあっても良いのではないかと。そこを事務局はどう考えるのか。給付認定は、4つの基準中では一番、親にとっては身にしみるところだと思います。

○鈴木委員

後藤先生の言われたことは、大事だと思います。何か目玉を作っていく。少子化対策の

問題で、石狩に行くと、子育ての面で、安心できるとか、不安がないとか、何か売れるものが大事ではないかと思います。そうすると、若い夫婦が来られるのではないかと思います。

○後藤会長

他にこれは決めることではありませんので、こういったことを委員として述べて、市の事務局側がどう捉えて書き直すかということですから、皆様方の意見を述べていただきたいと思います。

○櫛引課長

現在は、先ほど64時間ということではなく、週4日の4週という表現を使わせてもらいましたが、例えば、週4日なり5日なり働いている方が4週いると、それぞれ16日もしくは月に20日間、子どもを預けなくてはいけないのですけれども、市の考え方ところに国の議論が書いてあり、一時的な預かりということになりますと、月15日という制限があります。そういったときに、万が一優先順位がはみ出てしまった場合、週4日以上働く方が一時保育だと対応できないという現実があります。どうしても15日を上回ってしまう。ところが週2日、3日しか働かない方については、4週預けても一時保育の15日の枠内で収まります。国でも同じような議論がされていますが、そういった関係で64時間というのが、管内の情報を見ても多いのかなと思います。札幌市も64時間にするような案が出ているらしいのですが、週4日の4週というのは非常に大きな意味合いをもつ数字だと思います。

○後藤会長

支給手続きの基準について書いてありますけれども、何か意見を述べておきたいということがあれば伺います。3のところは検討していただくということでお願いします。

次に、放課後児童クラブの設置です。通常学童保育と言っていますが、学童保育を希望されるお子様が多いという現実があります。対応策を取りたいということで、こういった基準が出てきました。市の見直しは、38ページの「専用区画の面積は、児童一人につき概ね1.65㎡でなければならないこと」という国の基準に対して、「児童等を考慮し、弾力的な運用を行うこととする」と付け加えてあります。39ページのところで「概ね40人以下とする」というところを「児童等を考慮し、弾力的な運用を行うこととする」に変えてあるということです。ここが、新しい基準で見直したところです。

ここで「弾力的」ということを補足説明していただけますか。

○池田課長

会長からご指摘がありました「弾力的」という表現ですが、平成27年4月からこれまで、小学校3年生までであった、児童クラブの入会基準が小学校6年生まで拡大されます。確実に見込み量は増加すると予測しております。しかしながら、現状の中で面積、1クラブ当たりの単位数であれば現在1クラブ50人の所も複数ございます。既存の施設で27年度早々から、ある程度の見込み量をカバーしなくてはならない。専門的な言葉を使うと、

確保しなければいけない状況の中では、一時的に人数または1人当たりの専用面積1.65㎡という部分を超えて受け入れざるを得ない状況を考えているところから、弾力的という表現を使わせていただいています。

○後藤会長

要するに対象者が拡大したために、人数が多くなるのですね。それに対応するために、概ね40人が多くなりそうな中で、運営していきたいということだと思います。

○池田課長

1クラブ当たりの人数が40人という部分につきましては、現状50人位になっているクラブでは、指導員の数を増やしたりするなど、児童に安全・安心な放課後を送るための措置は、現在も取っているところでございます。そうした手法を確保しながら、弾力的に対応していきたいと考えているところであります。

○後藤会長

わかりました。

○向井委員

今話を聞きまして、1.65㎡以下になるわけですね。国の方では支障はないのですか。

○池田課長

ここは、参酌すべき基準ということになっております。

○向井委員

参酌ではなく、国の基準ではないのですか。

○池田課長

38ページをご覧ください。一番上に概ね1.65㎡以上とあります。

○向井委員

概ねだから、良いのですね。

○池田課長

やはり1.65㎡というのはございますが、ここは参酌すべき基準ということで、各自治体、市町村が地域事情を考慮して、定めて良いということです。

○向井委員

それはある期間、1年とか2年あっても良いのですか。

○池田課長

具体的な指針というのは出てきておりませんが、私どもはこれまでの行政対応の仕方としましては、いくら良いといっても、それが3年、4年ということは到底、皆様方のご批判から耐えられることは出来ないという認識でおります。

○向井委員

わかりました。

○後藤会長

極めて現実を見た対応ですね。でも、子どもにとっては良い環境を提供できるということではないことは事実です。池田さんの話だと、子どもが増えた分は、指導員の数を増やすことによって、安全確保を図っていくということですね。

これは先の見通しなのですから、子どもが増えていった時に、国は40人以下でやりなさいと言っていますが、石狩は当面の間それが増えてしまうのではないかという見込みなのですが、先の見通しというのを考えているのですか。

○池田課長

資料をお配りしてご説明させていただきたいと思います。お手元にお配りさせていただきましたが、放課後児童健全育成事業の量の見込みについて、現状は先ほど申し上げた通り、3年生までを対象にしております。この表で一部、分離しているところがございますが、平成26年4月1日現在での登録実数でございます。その中で、高学年とありますのは、現在、地域性を考慮して認めているクラブがあるものですから、そこに8名という実績がありますが、通常は小学校の3年生まででございます。この中で、平成27年度、低学年は406名、高学年については153名、合わせて559名というところで、以降、28、29、30、31となっておりますが、元になる児童数自体が減少傾向にあるところから、当然、児童クラブの利用希望状況などを考慮した上で推測をしておりますが、数値は下がりつつあるのではないかと考えているところです。下の方で確保方策の方針に移らせていただきますが、現在の定員は13クラブ510人でございます。今後の高学年の利用を想定しますと、27、28は一部のクラブでこの定員のままですと、待機児童が発生することが見込まれるのが明らかでございます。私どもといたしましては、確保方策として、既存児童館の利用でございます。専門的になりますが、児童クラブは登録制でしっかりお預かりをさせていただく、同じ建物の中で2つの事業をやっているところもあるのですが、市内で4か所の児童館がございます。この4か所の児童館の中で児童クラブも併設している状況でございますが、この児童館の利用だとか、放課後児童を対象とした事業の実施、これは現在文部科学省で「放課後子ども教室事業」というのを実施してまして、現在、石狩では2か所行っております。国では、放課後子ども教室の活用も図りながら、小学生の放課後を、安全・安心に過ごせるように整備していきますという言い方をしております。この事業の実施など、放課後児童の居場所づくりを進めて、既存の施設で確保したいと考えているところでございます。

○後藤会長

児童館とか放課後子ども教室、ここで対象になっている健全育成の同じような対象の子たちが別途いるのですか。

○池田課長

現状といたしましては、同じとは言えません。児童館の利用児童というのは、自由に児童館に来館して放課後を過ごすことができる施設であり、事前登録も不要で利用料金も無料です。放課後子ども教室につきましても、学校の施設を使って2か所でやっているとこ

ろですが、開設期間が非常に短期で、現状の保育所または放課後児童クラブのように、年間200日以上サービスを提供できていない状況でございます。ただし、この辺のところを今後、国（文部科学省）の方は、子ども教室の充実というところをうたいつつ、方針を出しているところで、事業へのマンパワーや、キャッシュの支援というのは、これから出てくるものと考えられますので、この辺も見守りつつ、私どもの小学生における保育を必要とする児童への方策として、何らかの対応を考えているところであります。

○後藤会長

予測ですけれども、平成27年と28年は510名より多いわけですから、少し弾力的な運用をこの2年間はしなければならないということですね。この放課後児童クラブは、学校が終わった後概ね3時間と書いてありますが、実際には何時から何時までなのか。

○池田課長

子どもが学校の時間を終えてから午後6時30分まで、また長期休業中、夏休み、冬休み、春休み、学校が休みの時、土曜日も含めて朝の7時30分から夜の6時30分までという形で受け入れさせていただいております。

○後藤会長

日曜日はやっていないのですか。

○池田課長

日曜日は実施してございません。

○後藤会長

そういったことで実施したいということですがいかがでしょうか。市の見直しの部分は今、回答された通りですが。

○池田課長

会長、申し訳ございません。先ほど児童クラブ長期休業中は朝の7時30分からと申しましたが、午前8時の誤りでしたので訂正させていただきます。

○後藤会長

他にございますか。膨大な項目があつて、市が考えている見直しの部分を主に確認しながら進めて参りましたが、他に何か意見はありますでしょうか。なければ、4の放課後児童クラブの設置及び実施の基準については、一応了解したということによろしいでしょうか。

○鈴木委員

弾力的な運用というのは、27年28年の部分で、待機児童が多く発生することが、見込まれると、その部分が一時的な弾力的ということですね。

○後藤会長

そういうことで、私は理解しました。ただこれは予測です。平成29年、30年以降が、どういう子どもが利用するか、ここでは少なくなっているのですけれども、増えるのかどうかということは予測がつかないですね。保育園の数と同じです。お母さんたちがどんど

ん働いていく状況下であれば、子どもの数の全体数が減ったとしても必要度が増していくのではないかと思います。

○鈴木委員

その通りです。所得格差が段々広がっていくと、働くお母さんたちが増えてきます。所得が上がってくるとか、均衡してくるとかとなると、現状維持なのかという感じがするのですけれども、例えば子どもの貧困率というのが出ましたね。石狩市の場合は貧困率の変化はあるのですか。

○沢田部長

貧困率のデータはないのですが、いずれにしても保健福祉部では、これまでも「こども・あいプラン」という子どもの施策の計画を作っていますが、貧困の格差による学力の是正だとか、いろいろな部分で様々な支援をしていかななくてはならないということでは、貧困の原因は学力の格差が将来に及ぶという部分があって、この話とずれるのですが、負の連鎖は絶っていかななくてはならないという課題をもってやっています。

放課後児童健全クラブについては、ニーズ調査を行ったのですが、高学年のニーズと言いますが、6年生というのは実はほとんど来ないのです。他の所で実際に開放しているが定員割れをしいていて、まず来ない。せいぜい4年生というところです。ふたを開けてみて、実際のニーズであるとか、隠れニーズなども踏まえながら、実態に合わせた中で行政が行っていくのが責任だと思うので、柔軟に対応したいと思います。

○後藤会長

今日、私達に課されている審議内容については今お話しいただいた通り、一応4つの基準は市の見直しも含めて検討いたしましたということでよろしいでしょうか。これについては、まとめきれないほどたくさんの事を事務局にお話ししました。私たちが懸念していることに対して、社会状況や予測を踏まえた上で、適宜対応していただくようなことを、お願いしていくということです。予測ですから、子どもの数保育所の入所児童数、学童保育の希望数も、極めて不確かなところでやっていますので、石狩の状況を踏まえた上で対応していくようなことと、それを考えた上での基準作りを考えていただきたい位にしかまとめられませんけれども、言いたいことは言わせていただきました。

8 報 告

○後藤会長

最後になりますけれども、報告が3点ございますので、お願いいたします。

○長谷川課長

(1) 石狩市成年後見センターの開設についてと、(2) 市民後見人養成講座のスケジュールについて説明いたします。近年の少子高齢化が進展する中、判断能力が不十分な認知症の高齢者や、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、成年後見制度の利用など、権利擁護の推進が重要になります。成年後見制度は家庭裁判所が選任

した親族や弁護士等が、判断能力が低下している方の介護や福祉サービスの手続きや、生活の見守りをされる身上監護とか、財産管理等を行うものであり、その相談や申し立て件数は増加傾向にあります。本市の権利擁護体制につきましては、平成23年度より、担当部署や高齢者や障がい者の相談機関と意見交換を重ねておりまして、昨年4月からは、市内の司法書士等の専門職をメンバーに加えて、成年後見制度のニーズ調査とか、本市の課題や運営体制の検討を重ねてきました。その中で成年後見の需要が高まっているのだけれども、専門職、後見人が不足している状況、2つ目として、障がい者においても身内の高齢化により成年後見の需要が多いこと、3つ目として距離的な理由で厚田区や浜益区民の後見受任が難しく、親族以外の後見を担える人がいないという、大きな3つの課題に整理されました。

本市の高齢化の進行状況を考えますと、認知症高齢者や障がい者等の権利擁護体制を構築することは急務であると判断しまして、本年4月に、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会に石狩市成年後見センターの運営を委託しまして、7月1日にセンターを開設いたしました。また、後見人のなり手不足を解消するため、専門職や親族以外の後見業務ができる人材を増やすために、市民後見人を養成することが本市においても必要性が高いと判断し、本年度、道と共催で市民後見人養成講座を開催することとしました。

スケジュールにつきましては、前期と後期の講座に分かれておりまして、前期と後期の間に市町村実習と市町村座学に分けております。この前期と後期なのですが、同じように市民後見人養成講座を開催するという市町村が石狩市以外にもありまして、道と共催で出来る年度が今年最後ということで、今年度の市民後見人養成講座につきましては、札幌市において、千歳市、恵庭市、当別町、石狩市の三市一町と合同でやることになっております。前期は10月16日と17日、後期は11月4日と5日、前期後期の2つの時期に分けて、計4日間を他の市町村と合同でやることになります。その間に市町村で実習することと、市町村座学では、各市町村に戻って、石狩市の場合はりんくるや、各高齢者、障がい者の施設の協力をいただいて、実習等や座学を予定しております。

市民後見人養成講座のスケジュールは、今お話しした通りなのですが、センターの主な業務については、成年後見制度の相談や周知が主な業務ですが、今年度、この他、法人での後見業務や、市民後見人養成講座を修了した市民が、後見支援員として法人の後見業務の一部の後見活動が出来るための業務を行っていく予定でおります。

事前セミナーですが、10月、11月に予定しております、市民後見人養成講座の開催の前に、成年後見制度や市民後見人について、多くの市民に知っていただこうと企画しているもので、8月21日に、2回の時間帯に分けての、同じ内容のセミナーになりますが、りんくるで予定しております。

後見人のなり手不足や、厚田や浜益の区民に対する、専門職の後見受任困難という課題の解消に向けて、後見業務が担える市民が地域で活躍することで、専門職が不在でも住み慣れた地域で生活を継続できるように、また、石狩市民全体のまちづくりに取り組むこと

ができるようにと考えております。

また、日常生活自立支援事業というのがありますが、こちらにつきましては、石狩市社会福祉協議会が、北海道社会福祉協議会より委託を受けて実施する権利擁護業務の一つで、こちらの方も高齢者や障がい者の権利擁護に関する業務ですが、契約能力のある方が金銭管理の支援を受けることが出来る事業となります。成年後見制度と似た制度ではありますが、相談を受けた方の能力や障がいの状況などを判断し、適切な制度につなげることも、成年後見センターで行っていきたいと思っております。センター立ち上げと同日の7月1日に、北海道社会福祉協議会から委託され開始した事業ですので、併せてご紹介させていただきました。

成年後見センターは立ち上がったばかりですが、市や社会福祉協議会、また各相談機関や専門職の方々と連携し、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して住み続けることができますように、今後も一層本市の権利擁護体制の構築に努めて参りたいと考えております。

今後も、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○後藤会長

今、(1)、(2)を報告いただきました。続いて(3)をお願いします。

○桑島課長

私の方から、「新・りんくるプラン」につきまして、立ち上がりのところですが、ご説明させていただきます。

ご承知のように、現りんくるプランですが、本市の地域福祉の推進と実践を協働で進めようと、石狩市の第2次石狩市地域福祉計画と、石狩市社会福祉協議会の第4期地域福祉実践計画を合体させまして、平成22年度から26年度までの5年間、地域福祉推進の中心を担ってきた現在進行形の計画でございます。

本年度が最終年に当たりますことから、27年度からの第3次地域福祉計画の策定に向け、新たに市民会議を立ち上げ、現計画の見直しや成果の確認などを含めまして、進めていきたいと考えております。

毎年度末には社会福祉協議会とともに、進捗についての意見交換や第三者からの意見聴取等を行い、また、地域ごとに毎年実施されて参りました、地域福祉懇談会から寄せられる声など、地域福祉の浸透を少しずつ感じられるようになっては参りましたが、今後益々進展する人口減少と、少子化、高齢化、地域経済の衰退、また、これらに伴います税収の減少等によります行政サービスの維持困難など、加速する社会情勢は本市においても例外ではありません。

また、市では本年度、第5期の石狩市総合計画の策定に向け、着手したところでございまして、保健福祉部内でも障がい者福祉計画、第6期介護保険計画、子ども子育て支援事業計画などの新たな計画を27年度からスタートさせることになりまして、策定に取り組まるところでございます。それらとの整合も含め、この地域福祉計画について策定を進めていきたいと考えております。次の地域福祉計画をりんくるプランの後継として位置付け

ておりまして、再び社会福祉協議会との協働で策定することにおきましては、すでに合意をいたしておりまして、基本理念の「地域力の向上により共に支えあうまち“いしかり”」を継続して基本にすることとしております。新しい柱として、基本目標は定めて参りまして、「新・りんくるプラン」という考え方で、今後とり進めていく計画をしております。再び旭川大学の白戸教授に会長をお願いしておりまして、原案づくりのリーダーシップをお取りいただこうと思っております。立ち上がりが少し遅れておりますので、駆け足になることは覚悟しておりますが、11月には計画案を策定し、12月にパブリックコメントを実施、修正等検討した上で社会福祉審議会に諮問させていただくスケジュールを予定してございます。今後、保健福祉部内での準備や調整、市民会議の人選などを行いながら、実行力の伴った計画を策定したいと考えております。

冒頭に会長のご挨拶にもございましたが、地方自治体が責任を負うところが多いということになっており、この地域福祉計画にも生活困窮者の自立支援の部分を入れ込まなければならないということで、国の方からも指示がございますので、こういった点も十分踏まえながら、新たな計画に取り組んで参りたいと考えております。

○後藤会長

はい。ありがとうございます。今回は三点、石狩市でやろうとしていることについて報告を受けましたけれども、何か質問ございますでしょうか。

この2つのパンフレットは市民には、どのような形で渡るのですか。

○長谷川課長

今は、社会福祉協議会と市役所などの窓口に置いてあります。センターが立ち上がったばかりですので、周知の方に力を入れていまして、民生委員の定例会に出向いたり、人権擁護委員など、そういった出向く場所があれば説明に行っていることと、この制度について、障がい支援課と出前講座のメニューにも入れていて、市民からの問い合わせには積極的に行こうと思っています。私達や社会福祉協議会は、分かっている団体等には、6月位からセンターをオープンしますということと合わせて、制度のことなどについてアナウンスをさせていただいています。

○後藤会長

せっかく良い制度なのに、市民が知らないということがありますよね。いつもこういった良い制度をつくったとしても、市民のところまで情報が伝わらない問題点をクリアしていかなくてはならないですね。そういったところを、関係者に配布するようなことを考えていますけれども、市民に行き渡るように工夫していただけたらありがたいと思います。

○長谷川課長

ありがとうございます。私達でも職員とか社協とか、いろいろな中で他にこれを案内できるようなところはないか、団体がないか話をしているのですが、もし委員の皆さんの中でも、団体にぜひ説明をしたいとか、制度の説明をしてほしい等の要望がありましたら積極的に出向いて行きたいと思っています。

9 その他

○後藤会長

他に事務局の方から報告ございますか。次回の案内があればよろしくお願いします。

○高井主幹

まだ日程の方が定まっていないのですが、開催が決まりましたら速やかにご連絡させていただきたいと思います。

10 閉会

○後藤会長

本日は本当に長い時間ありがとうございました。一回でやるには本当に難しいほど量が多いのですが、9月の議会に提案するため、これに基づいて条例をつくらなくてはならないということになりましたので、引き受けさせていただきました。ご協力ありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

平成26年 9月16日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦